

平成29年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成29年3月6日(月)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第3号

平成29年3月6日(月曜日) 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第2号 大郷町債権管理条例の制定について

日程第 3	議案第 3 号	大郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
日程第 4	議案第 4 号	大郷町個人情報保護条例等の一部改正について
日程第 5	議案第 5 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 号	大郷町交通指導隊条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 号	大郷町消防団条例の一部改正について
日程第 8	議案第 8 号	大郷町税条例等の一部改正について
日程第 9	議案第 9 号	大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第 10	議案第 10 号	財産の貸付について
日程第 11	議案第 11 号	平成 28 年度大郷町一般会計補正予算(第 6 号)
日程第 12	議案第 12 号	平成 28 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
日程第 13	議案第 13 号	平成 28 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 14	議案第 14 号	平成 28 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 15	議案第 15 号	平成 28 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 16	議案第 16 号	平成 28 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 17	議案第 17 号	平成 28 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 18	議案第 18 号	平成 28 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 19	議案第 19 号	平成 28 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 4 号)

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10 時 00 分 開 議

議長(石川良彦君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、4番石川壽和議員及び5番若生 寛議員を指名いたします。

日程第2 議案第2号 大郷町債権管理条例の制定について

議長（石川良彦君） それでは、次に、日程第2、議案第2号 大郷町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回、監査委員等の意見を尊重しながらこの条例制定に至ったことについては評価するものでございますが、これまでの間にこの債権管理条例が制定されていなかったことによって、いわゆる業務にどの程度のどういう支障があったものなのか、もしその辺のなかったことにおけるこれまでの課題があったならばその辺についてお聞きしたいんですが、答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

その影響等ということについての量的な確認というのは特段しておりませんが、これまでもそれぞれの地方自治法施行令なり、あるいは各課で持っている徴収に関する対策のマニュアル等々のようなものを利用いたしまして、これまでも債権の回収については努力してきたという認識を持っております。

今回の条例制定に当たりまして、特に問題ということではないのですが、例えば債務者が行方不明、連絡がとれない状態になって、時効が完了しているのに債権の処理がうまくできないといった場合も想定されますことから、債権の回収に対する適正性の確保、推進という部分といわゆる不良債権と呼ばれるものになってしまったものに対しての適正な管理を図っていくということでの考え方のもとにこの条例の内容を設定した内容となっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、これまでについては特段これがなかったことによって、いわゆる回収しかねたとか、そういうことは具体的になかったと理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

私のほうで確認している限りはございませんが、過去のことまでずっとさかのぼればそういった場合もあったかとは思いますが、具体的に個別の案件につきまして確認しているものではございません。申しわけございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私は監査委員の指摘があったということは、それなりに何か問題があったのかなという疑問を抱いたものでしたから確認したわけで、なかったということになればぜひこの制定の中でより迅速な仕事の流れをつくってほしいものだと思いますが、町長から一言所見をいただいております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 従来どおり、それぞれの各課において若干の滞納者がおりましたけれども、そうした中で全てそれぞれの職員の努力によって回収しておりました。今後はこの条例に基づきましてしっかりとまた徴収に支障のないように、条例に基づいてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 条例等の文書がなかなか理解しづらいので恥ずかしいんですけども、教えてほしいんですが、2ページの非強制徴収公債権、これと私債権、例をもってこういうものだということを教えてほしいんですけども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

債権についての総体的な部分からお答えいたしますけれども、この条例で対象といたしておりますのは金銭債権ということで、これは地方自治法に規定する内容と合致させたものでございますけれども、この金銭債権の中にはいわゆる公法上の原因に基づいて発生する公債権という部分と私法上の原因に基づいて発生する私債権と大きく2つに債権は分類されてくるものでございます。さらに公債権の中でも滞納が発生した場合に強制力をもって徴収することができるということが法律に明文で定められているものを強制徴収の公債権といたしております、それ以外を非強制徴収の公債権といたしております。

具体例として挙げさせていただきますが、非強制徴収の公債権といたしましては基本的には使用料とか手数料、負担金、こういったものが該

当してくるということでございまして、それから私債権の主なものということでございまして、町の債権ということ言えば学校給食費でありましたり、町営住宅の使用料、あるいは水道料といったものがこの区分の中では私債権と分類して対応するものでございます。

議長（石川良彦君） 7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 最後にどうしても取れなくなって債権放棄するよとなった場合に、そのことの議会への報告のタイミングというのはどのようになるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 答えいたします。

特に今のところ明確に決めているものではございませんが、決算の報告とあわせて報告するのが妥当かなと考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 3ページの第7条、延滞金等ということで第7条になっていますけれども、「等」というのは督促手数料とかを加味しているのか。

あと、私債権というものに対する滞納についてはどう現在対応しておられるのか。要するに、この公債権については延滞金というものを取っておられるが、私債権に対するものについてはどういうものでそういうものを取っておられるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 答えいたします。

延滞金を徴収する際には、条例等の根拠が必要になってくるというものでございますので、基本的には条例等にその規定がなければ延滞金は滞納が発生しても取れないということになってまいります。基本的に私債権の部分については延滞金に関する条例等はございませんので、基本的にはその部分については徴収していないものと理解してございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） そのことについて、片方は町の債権としてある以上、そういうものは必要なのではないか。要するに町への遅延損害金、そういうものはやはりこの中に町の全ての公債権も私債権もある中で、そういうものはきちっと入れないとこれは何の意味もないんじゃないのかなど。要するに公債権だから延滞金を取る、私債権だから取らないということでは町の債権にばらつきがある。それはしっかりこの条例に入れないとだめなんじゃないかと思いますがいかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 延滞金の徴収等に関しましては、これは地方自治法の規定等によりまして区分したものでございますので、取り扱いにつきましては、今後とも延滞金という部分では公債権の部分に限定というか、現行の条例に従って対応してまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 私が言っているのは、この債権条例というのは町の全ての債権に対してこの条例をつくったんでしようかと、だったら全てに対して。ここに「私債権」というのが載っているじゃないですか。「私債権」と、「町の債権のうち」と、だったらそのような損害遅延金というのをこの条例の中にうたわないで、なぜ公債権に対しての延滞金だけが載っているのか、その辺が私はわからないのでお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

私債権の部分につきましては、民法の適用によりまして遅延損害金が該当になってくるものと理解してございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。（「どうしてそこに載せないんだということを、条例の中に」の声あり）それは民法に入っているから、上位法に規定になっているからということですか。（「だって公債権だって地方自治法に入っているじゃないですか」の声あり）もう一回、細かく詳しく説明いただけますか。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

ただいまの延滞金の部分に限らず提案理由の際に御説明した部分もございしますが、基本的に地方自治法の施行令に定められている確認事項につきましても条例の中でより理解をしやすいようにということでその辺のところは載せてございます。そういった確認規定以外の部分については、その他の関連するそれぞれの法律に基づいて判断がなされるといった考え方でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、議案第2号 大郷町債権管理条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号 大郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第3号 大郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の改正は国の農業委員会法の改正に伴うものということでございますが、若干お聞きしたいのですが、1つは今回新たに任命される農地利用最適化推進委員とこれまでの農業委員会との仕事の内容がどう違うものなのか、その辺について。それから報酬の引き上げについてはそれなりの考えがあらうと思いますが、それにしてもあまりにも大幅な値上がりかなと思うんですが、この辺は何らかの指導があるものなのか、町独自の考えなものか。

それから、もう1点は農業委員と農地利用最適化推進委員の年額報酬が同額になっておりますが、このことについて同じような仕事になるからということなのか、冒頭にお聞きしましたが、事業のそれぞれの仕事の内容を聞けばわかるかもしれませんが、どうも一般的に見た場合には農地利用最適化推進委員というのは補佐的な仕事になるのかなというニュアンスを抱いていたものですから、その場合に同額の年額報酬ということになるとちょっとこの設定の仕方に疑問を抱いたものですからお聞きするわけでございます。

よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

今回、農業委員会法の改正に伴いまして農業委員会の業務、そして農

地利用最適化推進委員の業務ということでお示しをいただき、それに準じまして今回の提案をさせていただいたところでございます。

まず、農業委員会の農業委員の主な業務としましては、現業務とあわせまして総会の審議と決定といったことが主な業務でございます。また、農地利用最適化推進委員の業務につきましましては、農地の利用状況の調査、あるいはあっせん、新規参入、中間管理事業の推進、耕作放棄地対策等々、現場回りの仕事になります。この農地利用最適化推進委員と農業委員が連携を図りながら農業委員会の活動全体を推進していくといった考えでございます。

また、先ほど農業委員の内容についてお話しましたけれども、農業委員も同様に農地利用状況調査やあっせん活動、中間管理事業の推進、耕作放棄地等々を実際にやっていただくということでございます。

また、報酬の関係の御質問を頂戴しておりますので、考え方についてお示しをさせていただきたいと思っております。

まず、委員さんについて町の条例等々を見ますと、日額6,100円ということで、これが基本的な金額になります。現在の会長さん、そして新しく改選される会長さん、そして代理さん、農業委員さん、推進委員さんということで、改めて業務について積算をさせてもらったところでございます。会長につきましましては63日の6,100円、端数を処理しまして38万円。職務代理につきましましては50日掛ける6,100円、30万円。委員、推進委員につきましましては41日掛ける6,100円ということで25万円。このように見積もりをさせてもらっているところでございます。

また、農業委員、要は役職のない平委員さんと推進委員さんの違いは何かといいますと、先ほど申し上げたとおり、農業委員さんの仕事については総会時の審議、決定ということで出席いただくということと、農地利用最適化推進委員につきましましては、この審議をサポートする形で同じように総会等に出席いただいて所見をいただく、いわゆる参与をいただくといった内容でございますので、同等の活動内容ということで理解しまして金額を同額の25万円ということで見積もりさせてもらったところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 議員報酬のいわゆる議員の云々、これを参考にさせてもらったということで理解していいですね。私、議員の云々はこれは別にして、今回16人農業委員だったものが22名になって、農業委員と農地利

用最適化推進委員を合わせて22人になって、いわゆる人数がふえたことはある意味では評価できる面もあるんですが、一方でそれに合わせてかなりの額もアップされたということになると、現在の農業面積なりの状況を見た場合に、この辺はどういう判断だったのかなという疑問を抱いたものでお聞きしたわけですが、その辺もう一度、農地の面積なりは変わっていないわけですから、その辺はどのように今後考えられていくのか、これまでもこれからもあまり大差のない情勢が続くのではないかと思うんですが、その辺について今回の改正がどのような意味合いを持っているのかお聞きしておきたいと思います。

私が一番不安なのは、今回の改正はこれまではいわゆる公選法ということで農民の代表がみずからの意志に基づいて立候補し、大きくとも小さくとも農民という一つの肩書のある立場になる方が誰でもおのれを思い、職を思い立候補できたわけですが、これからはあくまで町が推選していくんだということで、そうした場合にましてや町の推選の中でもかなり認定農家でなければ云々、あるいはこうのああのということで、かなり大きな方々へのシフトがしかれるということで、小さな農家の声になかなか反映しにくくなる改正にもなるのかなという感じを持っているわけですが、この件についてどのように考えておられるのか。担当課もわかりませんが、町長として今回の農業委員の改正は、極めて大きな方々への力添えはあるにしても小さな方々がなかなか声を出しづらくなる、あるいは企業の参入がもっともっと農地に対してのいわゆる株式会社化とか、あるいは経営について企業の参入はこれまではいろいろ面積の制限とかあったわけですが、その辺についても今回の改正によって極めて農地そのものが企業の利益追求に利用される面も懸念されておりますが、その辺についてはどのように解消していく考えなのか、改めてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まず、農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

このたび農業委員会法が改正された一番の内容でございますけれども、まず、農地利用の最適化ということで、先ほど農地に対するあっせんとか集約とかいろいろお話させていただきました。これが今までは任意業務であったのが必須業務ということで、必ずやってくださいといった業務に格上げされております。そういった面も含めまして人数等を精査しているところでございます。

なお、農業委員会法改正に伴った人数については、例えば農業委員に

つきましては法律の上限が14名に対して本町提案は11名、農地利用最適化推進委員につきましては法律の上限が19名に対して11名ということで、地域農業の推進に鑑みまして22名の体制を考えているところでございます。

なお、農業委員の選出方法につきましては法律が町長での公募ということになってございます。その中で地域農業者、あるいは関係団体からの推薦等を頂戴しながら評価も加えて町長が議会のほうに同意を求める形で農業委員を任命するといった運びでございます。

なお、農業委員の構成について必須目標ということで、これも改正されている農業委員会法から御指示頂戴しているわけでございますけれども、農業委員の過半数については認定農業者をお願いしますと、本町であれば11人に対して過半数以上ですから6名以上、そして利害を有しない者が1名以上ですと、農業に精通している方で利害を有しない方ということで1名以上ということでございます。なお、農業委員会の構成について努力目標としまして女性、あるいは若年者も配慮してくださいといった通知を受けているところでございます。

今後の地域農政、農地の考え方については、今後とも地域農業を守れるような形でマスタープランを作成しながら推進に当たっていききたいというのが基本的な考え方でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長の答弁はよかったの。町長。

町長（赤間正幸君） 今回国の改正によりましてこのような結果になったわけでありまして、やはり一番議員が心配なさっている企業の進出ということでありまして、当然この農業委員会ですっきりとしたチェックをしながら企業の進出がどうなるのかということが全て農業委員の皆様で決まるのかなと思っております。しかし、農業委員さんの選考に当たりましては各地区の農家の関係者の皆様方によって区長さんなり、理事さんなり、実行組合長さん等々に御推薦をいただきながら選考してまいりたいと資しているところでございます。庁舎内でしっかりとした農業委員さん方でありまして、企業の進出等についても選考しながら予想外の結果にならないのかなと思っております。実際に今、集積、中間管理機構を通してそれぞれの法人化が進んでいる中でありますので、そうした中でやはり他の企業が進出しないものと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日示していただきました全員協議会の資料の中で農業委員会法改正の内容ということで、利害関係を有しない者も含むということも表現されているわけですが、これは先ほど懸念されるといったいわゆる町長が推薦する一人として利害関係を有しない者、そうした場合も当然企業であっても、企業が何も悪者ということではないんですが、これまでは農地、例えば幾らの面積以上ない方は買うこともできないということで、いろいろ農業者同士の取引についてはありましたが、外部からのいわゆる農業が侵されるような危険があるということで外部参入者についてはかなりストップをかけるような、これまでの農業を守る、農地を守る制度でございましたが、今回利害関係を有しない者も含む方を農業委員の選出にするということは、そういう点ではかなり声としては企業の方々も入ってくる要素を残しているのかなと思うんですが、この辺については否定できるんですか。それともそれも含まれるということで理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 農業委員さんの募集の方法ですけれども、公募と推薦という形になるかと思えます。それによって一般の企業がこのような立場で入ってくるということは想定はしていないところでございます。むしろ農地法なり地域農業に精通される、あるいは地域農業を守っていただけるような方といったことを想定しておりますし、また法律が求めているところが利害関係を有しない者は必ず1人は入れてくださいといった内容ですので、それに準じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 報酬の中に年額と実績給と2つ載ってしまして、この実績給はどのようにして決められるのかということと、それから、農業委員の選定方法で、今現在は人数が決められていますよと、全協の資料でも認定農業者から過半数を選定するんですよと説明があったんですけども、これらを永続的に縛るためにその辺の要綱みたいなものが必要になってくると思うんですけども、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

実績給の考え方でございますけれども、これは補助金の対象事業であるということをもまず御理解いただきたいと思います。この実績給につい

ては農業委員会交付金とは別に農地利用最適化交付金、これは国の補助金でございますけれども、これが農地の集積なり、あるいは改廃を防止したりということでの実績ポイントがつきまして、その評価に準じまして毎年毎年違った内容になるんですけれども、それを配分するといった受け皿の中身でございます。

次に、農業委員さんの選任等の方法でございますけれども、あるいは委員さんそのものの評価につきましましては、改めて要綱等を制定しましてその中で募集なり評価をしてまいりたいといった考え方でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） それでは、まず初めに反対討論の発言を許します。12番 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 第3号議案 大郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

いろいろ今議論をさせてもらったんですが、どうも納得できないところもありますし、基本的にこれは農業委員会法という国の法の改正だからそれに従うということで自治体の立場は理解するものでございますが、現場に一番近い立場から見た場合にまだまだ払拭されない面が多々あるということで、次のような内容を私は訴えて討論の内容にしたいと思えます。

この条例は、国の農業委員会法の改正に伴うもので、農業委員のこれまでの農民による公選制を廃止して農民の代表ではなく町長が任命する任命制に変更すること、それから農業委員の定数を少なくし、農地の大規模化を進める農地利用最適化推進委員を新設するもので、町長の要請に従って仕事をするスタッフとなると考えます。そういう意味で農家、農民の代表として、農地についての意見の公表、建議することが削除されているのが今回の改正の内容でございます。これからの農業委員会は単なる机上委員会となり、活動は推進委員会の役割となり、農業委員は現行の16人から11人と少人数になって担当する地域の声も把握しにくくなるということが考えられます。農業を守ることにはお金はかかります

が、国民の食料を確保するための一番の安全保障だと考えます。当議案は、農業委員会を今現場で農地を守っている農業者の声を反映しにくく形骸化し、今後は農地利用の最適化だけをやってればいいという農業委員会になるのではないかと不安を抱くものであります。その意味からも今回の条例には反対するものであります。

御賛同よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第3号 大郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号 大郷町個人情報保護条例等の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第4号 大郷町個人情報保護条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 大郷町個人情報保護条例等の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第5号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号 大郷町交通指導隊条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第6号 大郷町交通指導隊条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 大郷町交通指導隊条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号 大郷町消防団条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第7号 大郷町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 大郷町消防団条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号 大郷町税条例等の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第8号 大郷町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 大郷町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号 大郷町介護保険条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第9号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号 財産の貸付について

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第10号 財産の貸付についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この議案に関連するのかなと私なりに考えて質問するわけですが、旧大松沢中学校の校庭のほうに基礎工事がされておりますが、あの基礎工事については既にいつの段階かで町は貸すことに決定されていたのかどうか、ちょっと私、こんなところで聞くのも甚だあれなんです、そのこととあわせて今回の貸し付けの関係が何らかの関係があるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

校庭の部分につきましては、賃貸借契約ということでございまして、既に契約済みでございます。ただし、契約期間については今年度末までとなっておりますので、今月中にさらに継続する契約を更新する方向でただいま進めているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 校庭に建物を建てる契約になっていたのか、そういう内容についても既に契約済みだったんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

グラウンドの貸し付けについては、建物建設を目的とする賃貸借契約を締結してございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） この建てる建物の構造というか、堅固なものなのか、そういう今の関連でお聞きしたいんですが、それと建物の状況はどうなのかお聞きします。そして期間、存続期間というのは何年に設定なさったのかも含めてお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

資料等も事前にお配りしていたところでございますけれども、製造工場及び事務所等ということでございますので、当然堅固な建物ということになってございます。

貸し付けにつきましては、借地借家法の規定によりまして30年以上ということにされてございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その中において抵当権を設定なさるということなんですけれども、この借地権だと地上権と賃借権、両方ついていると思うんで

が、そうしますと抵当権の設定と同時に地上権も設定なさっている場合がないのかどうか。そういう状況がありますよね。そうしますと、要するに所有者が知らない間に撤退したり、または又貸しをするような、そういう状況が出てくるかと思うんですが、その辺は十分見ておられるのかどうかもお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

グラウンド部分の貸し付けにつきましては、地上権設定の登記の予定はございません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 財産の貸付についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第11号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。11番石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 36ページの農地費、農地中間管理機構協力金3,448万2,000円減額になっているわけですが、収入のほうでも減額になっているんですが、これから本町では農地集約化に向けて進んでいかなければならないというこの時期になぜこのような減額になったのか。前にも説明あったかとは思いますが、詳しく説明いただきたい

と思います。

それから、40ページの公園費、工事請負費の中に郷郷ランドの増設整備工事とあるわけでございますけれども、この前の同僚議員の一般質問の中にもあったわけですが、この駐車場がかなり不足してくるんじゃないかということもあったので、あわせてこの整備を急がなければならぬんじゃないかと思いますが、その辺の対策をお聞きしておきたいと思います。

以上、2点にわたってお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

36ページの農地費の農地中間管理機構集積協力金3,448万2,000円の減の主な内容については、農地中間管理事業の機構集積協力金が期間途中で改定になりました。改定になったことによって当初設けていた面積、農家数が減になったことが主な内容でございます。

集落的には山崎地区、羽生地区、丸山、土手崎地区を中心にした集積を提言しておりましたので、強化したいと考えておりましたけれども、結果的には、丸山、土手崎、羽生地区と一部の山崎地区の集積が主な内容になりまして、山崎地区については平成28年度ではなくて平成29年度あたりから精査しながら農地中間管理事業の中にのりたいたいといった影響の中で事業を進めたところでございます。こういったことによりまして、3,400万円の減になったところでございます。

また、40ページの公園費、郷郷ランド公園増設工事費の関係でございますけれども、こちらにつきましては、工事そのものがほぼ完了しておりますので、86万7,000円ほどの減を見込んでいるところでございます。

また、郷郷ランドに絡んでの駐車場でございますけれども、これは今後計画的に進めていきたいと考えているところでございますけれども、郷郷ランドの増設事業は駐車場の整備についてこの内容でも何とかいけそうだということで御案内を申し上げているところでございます。いずれにしても、平成29年度から本格的に利用されるわけですから、そういった利用状況も鑑みながら駐車場の整備については今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 農地中間管理機構の件につきましては、昔から田んぼを動かしたり集積するとなると反対やら何やらつきものでございますけれ

ども、トップに立って働く町の係、そのリーダーシップが問われるんじゃないかと思うんです。やっぱり強力的に町をこういうふうにつくっていくんだという思いをとつとつと地権者の方に話されて早く決着するような努力をしていただきたいなど、一生懸命頑張っているのはわかるんですが、そこのところをもう一回聞きたいと思います。

それから、郷郷ランドにつきましては、大丈夫ではないかなという予想もわからなくもないんですが、アンテナを高くしていただいて、こういう場合はこうなるよとか、大体このぐらいもう少しになるんじゃないかなとか、そうなってああやっぱりだめだったかというふうにならないように先手先手で打って、立派なというか、対策を講じていただきたいと思いますので、その点町長はどのように考えておられますか。その辺も一緒にお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 中間管理事業の推進に当たっての町のリーダーシップということをございますけれども、本年度の取り組みとしましては集落説明会9回と相談会3回、そしてチラシによる周知等させてもらっているところをございます。議員御案内のとおり、今後一層中間管理事業の推進に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 郷郷ランドの今回の増設によりまして、以前の議会におかれましても郷郷ランドが増設されることによって駐車場が手狭になるのではないかという議会の皆様方からの御質問などがございました。そうした中で、当然郷郷ランド周辺の用地隣は町のソフト場、物産館の道の駅の西の農地に限るのかなと思っております。今、西の用地、道路沿線のあの農地につきましては中村の生産組合に委託して、ことしも大豆をつくる予定であります。若干奥のほうに草が生えておりますけれども、あれはモロヘイヤが定植するのかなと思っております。そうした中で今後は地権者の方にお願いしながらあの土地を当然利用せざるを得なくなるのかなと思っております。しかし、相手様がおりますので、その辺はしっかりと話し合いをして、そしてまた今後郷郷ランドにどのような利用客の流れがあるのか予測しながら今後議会の皆様方なり、そしてまた地権者の方とお話をしながら対応してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） まず、23ページ、7項の場外馬券市町村交付金です。こ

れは今シャトルバス、去年の暮れの開催のとき私乗りまして現地に行ったわけなんです、どのぐらいの効果があるのか、できればもっと遠いところから客足を確保するのも必要なのかなと思っているんですが、とりあえず今回あそこカメラ屋さんの工場ですか、駐車場、あそこからの部分だけだったと思うんですが、どのぐらいの効果が予算的に発生しているのか、それをお聞きします。

議長（石川良彦君） 予算と関係ないですけども、予算に関連した質問にお願いします。

8番（高橋重信君） これ減額になっているんですけども、210万円ですか、このシャトルバスをやることによって幾らかこのマイナスが抑えることができたのか、あるいは来場客数が少ないのか、駐車場はものすごくあふれるぐらいいっぱいになっているわけなんです、この辺の状況をお聞きします。有効活用今後。

議長（石川良彦君） 交付金が減額になった理由ですね。

8番（高橋重信君） そうです。

議長（石川良彦君） はい、わかりました。ほかの質問続けてください。

8番（高橋重信君） 32ページの2項8目児童館、これも工事ですか。何か基礎と上部の部分の建物が減額になっているんですが、どういう形で、要は私が見たところでは基礎の部分は違う業者がやって、上の部分は橋本店がやったのかなと、そこに減額が発生したのかどうなのか、あるいはなぜそういう基礎が違うところがやっているのであればなぜそういう取り組みをさせたのか、その辺の見解もお聞きします。

それから、40ページの先ほどの公園費、事業は大体終わりだということなんです、今現状見ますと古いブランコが設置されており、あそこに芝生を張るという説明もあったのかなと、あるいはフェンスを、私説明をそのように捉えているんですが、もうあれで事業は終わりなんですか。

あと、あそこは1反6畝ぐらいの面積かなと思うんですが、予算的に前に説明受けていると思うんですが、1,500万円ぐらいの予算だったのかどうかその辺再度確認します。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 交付金については私からお答えいたします。

今回の件につきましては、開催元からの交付金の見込みの通知による

ものとなつてございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えをいたします。

児童館の本体工事につきまして橋本店でやってございまして、本体の基礎も橋本店でございます。別発注しているのは外構、舗装等については別発注となっております。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 郷郷ランドそのものの増設部分の工事費でございますけれども、1,410万円ほどでございます。また、公園遊具の撤去工事とありますけれども、これは勢見ヶ森のブランコと滑り台の撤去でございます。あと、修繕工事ありますけれども、これは郷郷ランドの照明が3基壊れておりますので、こちらの修繕になります。あと、増設に伴いまして散水栓の設置ということでの工事費を計上しているところでございます。

郷郷ランド全体の工事としては、今申し上げた内容で進めてまいりたいと思います。

あと、フェンス、芝生ということでお話しありましたけれども、芝のほうは既に張っております、あとは青く芽吹くだけといった状況でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

午 前 10時58分 休 憩

午 前 11時09分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 9ページ債務負担行為補正の件で以前にもお聞きしましたけれども、住民バス車両購入の経費についてなんですけれども、1,954万4,000円から1,373万8,000円と予定価格の約70%ぐらいに抑えられているようなんですけれども、台数的には2台。以前にも御答弁いただいたという経緯はありますけれども、なぜ本当に2台分の購入する必要があったのかということと、あと同じページのスクールバス関係なんですけれども、小学校スクールバスの運行業務に関しての今年の債務負担行為

で提示された金額が4億4,783万円と算定して、今回提示された部分は1,824万5,000円と、なぜこのように金額が極端に下がったのか。中学校のスクールバスも同じでございます。

あと、先ほどもある議員のほうから質問がありましたが、23ページのポートピア、第6項、第7項の関係なんですけれども、補正の中でポートピア事業のほうは110万円ふえているんですけれども、場外馬券のほうの関係では210万円下がっていて、開催者の見込みで減ったんですよというお話だったんですけれども、去年の4月からたしか中央競馬のほうの開催日に合わせて馬のほうも開催しているはずなんですけれども、それで見込みと言われておりますけれども、通常考えても下がるということはないのかなと思うんですけれども、詳しくこのいきさつといいますか、もし教えていただければもう一度詳しくお願いしたいと思います。

あと、28ページの住民バス管理費なんですけれども、大体例年契約期間中は同じ予算配分なのかなと思うんですけれども、ここで委託料6,000円。この中で公金徴収業務というものが下がっているんですけれども、これはどういうわけで下がっているのか。さらに使用料及び賃借料の中で住民バス賃借料が12万6,000円、なぜ下がったのか。お聞かせいただければと思います。

あと、31ページの老人福祉施設費の中で委託料18万8,000円減となっているんですけれども、ふれあいの家の指定管理料なんですけれども、これはどういう理由で下がったのかお聞かせいただければと思います。

あと、33ページの保健衛生総務費の中の13節の委託料410万4,000円減となっているんですけれども、健診業務の関係だと思うんですけれども、これはどういう、3歳児健診、妊婦健診、育児健診、乳幼児これはまた別ですけれども、この上の3点について、これに関連したものがなぜ下がっているのか詳しくお聞かせいただきたいと思います。

あと、37ページの縁の施設管理費の中で、9万7,000円という委託料として縁の指定管理料がなぜ下がったのかということも詳しくお聞かせいただければと思います。

以上です。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。初めに、企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、企画財政課分についてお答えいたします。

まず、9ページの部分の住民バス購入に関する台数の件でございますけれども、以前にも御答弁申し上げておりますとおり、故障がちの車両

の代替車両として2台が必要という観点から安定運行を図るために台数は決定したところであります。

それから、23ページのポートピアと場外馬券場のそれぞれの交付金でございますけれども、これもお答えしましたとおり、それぞれの開催元からの要は交付額の見込みによるものでございまして、内容的にはいろいろ人数の増減、あるいは1人当たりのそこにお金を落としていただく金額の単価がどのように変わったのかというところも見ながら報告がなされたものと認識してございます。

それから、28ページの部分でございます。9目13節委託料の公金徴収業務の減につきましては、契約額との差の整理、いわゆる係数整理によるものでございます。

それから、14節使用料につきましてはバスの賃借料とありますが、これは昨年事故を起こしました車両につきましては、リース料の精算を行いましたことから今回減額の補正としたものでございまして、要は9月分に対するリース料の精算です。リース料は前払いとなっておりますので、予算的には当時おろすことができない状態となっております、今回年度末に当たりまして、その支払い額が確定したことによりここで計数調整を図ったものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 企画財政課長、9ページの債務負担行為の中で変更の分、9番、10番の小学校のスクールバス運行業務が大幅に減額になっていますが、これは。

企画財政課長（千葉伸吾君） 理由については契約確定によるものでございますが、それ以上の詳細は教育課のほうで。

議長（石川良彦君） わかりました。ありがとうございます。

次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答え申し上げます。

9ページ目の債務負担行為補正の御質問について御答弁いたします。

小・中学校のスクールバス運行業務、債務負担行為、当初に設定したのはあくまでも契約の限度額、上限額を定めた行為でございました。その際には運輸局で定めている運賃の公示価格の上限額、時間制運賃とか、距離制運賃とかあるんですが、全て上限額最高額でもって試算いたしまして設定させていただいたものでございます。その後、契約行為完了により今回債務負担行為補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えをいたします。

まず、31ページの老人福祉施設費の委託料の関係です。これにつきましては、15節の工事請負費とも関連しますが、昨年9月に改修工事を行いました。その間事業の実施ができなかったということで1カ月分の指定管理料を調整させていただいたものでございます。

次に、33ページの健診の関係でございます。

この中で大きいのが妊婦健康診査業務でこの金額のうち379万1,000円の減となっております。妊婦健診につきましては、妊婦さん1人につき年間で出生するまで14回健診を助成しているわけなんですけれども、当初予算で60名予定してございました。それに対しまして実績で25名ほどこか実績が上がってきていないということで、1人14回健診した場合10万8,900円ほどの経費必要とします。その方35人ほど見込みよりも減っているということでその差額の分を今回調整させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

37ページの緑の郷管理費の委託料の減ですけれども、これは指定管理料契約の完了に伴う計数整理ということで補正を提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 9ページの債務負担行為、住民バスの故障車両が多いためということなんですけれども、私以前にも質問したとおりで、現在5台で間に合っているところをトータルで7台ということになるようなんですけれども、故障が多いというのは私も認識しておりますけれども、故障のためにといふのであれば1台購入で十分ではないかと思うんですけれども、再度この件に関して詳しく御説明お願いしたいと思います。

あと、スクールバスの委託料の債務負担行為の関係なんですけれども、これは算定、スクールバス運行のための料金の算定の変更によって上限を算定したということなんですけれども、これはいつごろ改定になってこの金額を出したのか、さらにこの金額を出すためには参考にする資料とございますか、必要なはずなんですけれども、この俗に言う参考見積書ですね。これはどのような形でとられたのかお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） まず、バスの件についてお答えいたします。

代替車両という言い方をさせていただきましたが、マイクロバス、今平成14年式のローザというものと平成21年式のコースターという2台対象車両の中でございますが、こちらについてはちょっと故障がちだということで、ことしも片方の車両につきましては修理費で100万円以上の修理費をかけまして、何とか運行を保っているといった状況でございます。そのようなことございまして、要は故障が発生してから車両の手配をしても運行については全然間に合わない状況ございまして、そのような安定運行に対する配慮も含めまして、車両については2台の更新が必要だと判断したものでございまして、ただ、それは現行の5台を7台体制で運行するというのではなくて、あくまでも協定上の対象車両としては5台とするものでございまして、残りの更新後の車両については当面予備車両という取り扱いになると思っておりますが、その辺につきましては車両の状態等いろいろ判断しながら検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） スクールバスの件についてお答えいたします。

まず、料金につきましては、平成26年4月に貸し切りバスの公示運賃が改定になっておりますので、それに基づくものでございます。参考見積もりにつきましては、現在運行しております2社から参考見積もりを徴したところでございますが、最終的には先ほども申し上げましたとおり、公示運賃の上限額でもって改めて担当課のほうで積算いたしまして限度額を定めたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 9ページの住民バス購入の件です。この件に関して平成14年のローザという車両、マイクロバスですけれども、これは相当古いというのは私も知っております。それと故障がちなのもわかっておりますけれども、平成21年のトヨタのコースターという車両は21年でまだ5年ぐらいしかたっておりません。それと故障がちだというようなことなんですけれども、これは修理を依頼する側の問題ではないかと思っております。なぜかといいますと、調子の悪くなった時点ですぐ修理、例えばの話で

すけれどもね、以前に冬休み中とか夏休み中にきちっとした修理を行っていただければそんなにそんなに故障というものは発生しないのかなと思っております。そのために将来的には予備車としてということなんですけれども、果たして予備車そのものも2台も必要なのかということもありますし、そのために1,373万8,000円、2台の車両分というものが必要なのかどうなのかということです。もう一度そこのところお聞かせいただきたいと思います。

さらに、スクールバスの件なんですけれども、平成26年4月の料金改定に伴ってという答弁いただきましたけれども、さらに参考見積もりは現在運行している2社からいただいたということなんですけれども、その中でそれなりに上限価格から見れば約半分以下になったのかなというものが見受けられますけれども、そうしますと、平成26年4月に改定して参考見積もりが2社から出ているということは、これは参考見積書をいつとられたのか、それと今回の平成29年度からの委託に当たって平成26年4月に改定されたということはその時点で料金算定ができていたということなのか、改定されているんですからできているはずですよ。見積書を提出させることはできたはずですよ。そういうことで、それと果たしてこのぐらい大分努力されて金額が下がったということはあるんですけれども、果たしてこの状態の中で子供たちの安全というものがきちっと確保していただけるのかどうなのか。

議長、私3回目でしたか。

議長（石川良彦君） はい。

2番（大友三男君） 以上のことをお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

台数的なものはこれまで申し上げたとおりでございます、町としては安定運行の観点から2台の更新が必要と判断したものとなっております。

なお、予備車両の件でございますけれども、これまでの運行の実績内容から見ますと、予備車両2台もフルに使う場合も出てまいりましたのでやはり1台では心もとないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

参考見積もりを徴した時期ですけれども、一番最初に12月補正予算に債務負担行為を計上する関係がありましたので、今手元にはありませんが、その前ということですので、10月、11月ごろだったかと記憶しております。

それと、子供たちの安心・安全が確保できるのかという観点での御質問だったかと思えますけれども、これにつきましては、そもそも貸し切りバスの公示運賃が平成26年に改定されたというところは、そういったところも十分加味するために大分運賃体系が上昇したと把握しております。ですので、公示運賃で定めた規定の範囲内で適正に出された見積もり内容でございますので、子供たちの安心・安全は確保できているものと判断しているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 32ページ、8目児童館建設費が3億円から2億6,500万円に減額になりまして、3,900万円ですか、この2億6,500万円、この中で本体工事、外構、舗装工事とかあるわけなんですけど、この本体工事の中でも備品関係は幾らもないと思うんですが、躯体工事のみはどれぐらいになっているのかお聞きします。それから、この人なぜやっているかというのは以前にもちょっとお話したと思うんですが、同じような木造建物でやって片方は大体富谷のほうで1億円切ると、なぜこの大郷、私2億円と捉えているんですが、この辺なぜそのような建物になっているのか、その辺の見解もお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えをいたします。

まず、本体工事なんですけれども、契約の議案として以前議会に提案させていただいておりました2億7,000万円に消費税で、2億2,356万円が本体工事ということでございます。

なお、面積が683平米ぐらいありますので、その辺の関係もあってほかの町との単純な比較はできないのかなと思います。改めてうちのほうで富谷さんの施設と比較はしていないので、その辺はちょっと詳しい内容という今時点ではちょっとお答えしにくい部分ですので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） ほかとの比較ができないということなんですけど、ちょう

ど大郷の規模より富谷のほうが若干大きいんだという話をされたものですから、それが今聞いたら2億7,000万円と、大分しっかりした建物かと思うんですが、我々物も見ていないし、図面だけでは拾えないわけなんです。この事業が早急に必要だったのかどうか、この辺考えていたものですから。答弁はいいです。ただ大分高額かなと思っておりまして、また何か機会がありましたら質問します。

議長（石川良彦君） 質問に徹底していただきますよう、議会の進行上よろしく御協力をお願いします。ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、今課題になっている9ページの債務負担行為について私のほうからお聞きしたいんですが、特に9番と10番の小学校、中学校のスクールバスについて、上限を見据えての当初の金額だったと、当然それは何でも上限を見ているのはわかるんですが、それにしてもあまりにもここに例えば15まで今回も補正の内容が載っているわけですが、特にこのバス関係が特に金額が下がっていると、下がったからいいという評価もあるでしょうが、しかし、なぜそんなにまでに違ったのか、先ほど運賃が云々と出ましたが、それにつけてもあまりにも大幅過ぎるということで、この辺について特に下がった中での要因、具体的な説明を求めたいと、具体的にですよ、ある程度3本、5本ぐらいの筋でもいいですから具体的な下がった要因が出されないと、これからは債務負担行為町から出されたときは徹底的に内容についてまで検討することになるので、1,000万円、500万円の差ならわかるんですが4億4,700万円が1億8,200万円、こんなに差があるということは普通あり得ないんですよ。ですから、その辺について詳細に答弁求めたいと思います。できるなら文書でもわかるように全議員に出してもらえばいかがかと思います。

次に、13ページで固定資産税の関係で、今回太陽光パネルの増加ということで、自然エネルギーの広がりやが評価されるわけですが、今後も大分上村地区を含めて大郷には太陽光パネルが設置される予定ですが、その辺も含めて今後の見通しなどもできるならこの観点からお聞きしておきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

それから、19ページと36ページの最初石川議員からも出ましたが、中間管理機構の関係で、これはいつか聞こうかと思っていたんですが、19ページの4目の1節で3,448万3,000円の協力金が三角になっていて、一方、歳出でも同額の金額になっているわけですが、中途において公社の考えが変わるということは前にも話しましたが極めてこの制度を前向きに捉えて地域をまとめようという動きが生まれてきたときに、公社の一方向的

な、財源的なこともあるんですが、それを理由に途中で変わるということはそれを目指している方々は大変困惑するというので、そういう場合に町はただ単に公社、あるいは上の機関がそうなったからだけではなく、もっともっと前向きに情報を早目につかんで指導しておかないと、多分山崎の場合は平成29年度から変わるということがわかっていても2万円が1万5,000円になるということでの変化で、こんなにも条件が厳しくなり、かつ単価も下がるということの予測はされなかったと思うので、その辺もっともっと早く情報をつかんでおく必要があつて、それをまた指導する立場として末端に伝える必要があつたと思うんですが、なぜこのような結果になったのか。私はある面では町の姿勢にちょっとおくれがあつたのではないかと思います、その辺今後のためにまた今回の経験が、悪い意味がね、またこのパターンが出てくると町の声かけが幾ら信頼されるか極めて不安になってくると思うので、町の姿勢について今後の考え方も含めてお聞きしておきたいと思います。

それから、21ページで不動産の売り払い収入ということで、今国でいろいろ売り払いの問題が出ているわけですが、これは川内とか粕川地区ということだったんですが、この価格の選定、何をどういう基準にしてやられたのか、その辺のもう少し詳細にわたった面積なり単価、金額の説明を求めておきたいと思います。本町においては私心とかそういうものはないと思うので、それでも注目される科目でございますので、改めて町民に町はきれいだよということをアピールする意味でもこの259万8,000円の土地売り払い収入についての説明をお願いしたいと思います。

それから、25ページの個人番号制度対応システム改修、この間始まったばかりでまた改修かということで、先ほどの議案にもあつたんですが、関係あるのか、改修改修ということで、かなり町の負担も重い個人番号制度と言われておりますが、なぜこういう改修業務がたまたま出てくるのか、今後の見通しはどう国のほうから指導といいますか、来ているのか、この辺極めて日々改修されて現場もてんでこ舞いするのではないかと思います、その辺の見解をお聞きしておきたいと思います。

それから、32ページの児童厚生施設費についてですが、請差として工事請負費で3,749万5,000円、これは競争の原理が働いて安くなったということは理解したいと思うんですが、たしか今回この外構工事、別発注だということで説明あつたんですが、どうも入札見ていると1回目は3回までやっても落ちなかったということで、最後に頼み込んだようなとしか思えないような形である業者がとっておりますが、この辺のいき

さつについて。それから、備品購入についてもかなり時間がかかって見積もりを減額してたしか入札されたという結果があるんですが、入札調書を見ていますと、あれは見積もりを減らすということは何か必要だったものを削ったのかなと、私若干この辺の見解、いわゆる工事費と18節の備品購入費、幾らかこんがらがっているところあるんですが、何かどちらか安くして、それで入札をかけたという結果があるので、その辺どいう流れでああったのか、その辺の内容的なことをお聞きしたいと思います。

それから、34ページ、超音波検診、幾ら当初見っていたのか確認していないんですが、ただ、額からして340万円というのはあまりにも大き過ぎると思うんですが、今この超音波検診によって動脈瘤とかかなりのものがここではいわゆる健診、予防といいますか、そういうことができるとなっているんですが、なぜこんなに減ってしまったのか、これは呼びかけても来なかったということもあるんでしょうが、もっともっと予算が消化されるように努力をすべきだったと、その点でどのような努力をされた結果この金額に減らさざるを得なかったのかお聞きしたいと思います。

それから、42ページの奨学金について、42ページの21節の貸付金の660万円の減額、奨学資金貸付金。このことについて前に制度が改正された際にいわゆる税の滞納とか、あるいは生活困窮者に対していろいろ厳しくなるのではないかと、学びたいが生活が困窮している一方では町からの改正によって厳しさが増すのではないかとということで、その辺の考慮を求めた経過があり、もちろん教育長もその辺は十二分に学ぶ意欲を低下させないという答弁があって、今も評価しているわけですが、改めてこの660万円を通じて平成28年度はどのぐらいの申請があって、そして一方で、原因は別にして貸与にならなかったということで、どういう理由か理由は聞きませんが、貸与にならなかったということが何件あったのか、100%申請は認められているのか、その辺についてお聞きしながらこの660万円の減額についてお聞きしておきたいと思います。

それから、これは提案も含めてですが、43ページの全国中学校体育大会に出場ということで補助を出している。極めて評価されるものだと、ただ私の目が届かないのか、本町においては全国大会に出場するとか、あるいはそういう大きな大会に出た場合には町もみんなで応援しているんだよということで、例えばのぼりをぶら下げるとか、何らかの形の見えるものがあってもよかったのかなと思うんですが、これあったのなら

大変失礼ですが、その件について補助金以外に支援されたのかお聞きしておきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

それでは、スクールバスの債務負担行為補正の御質問に対してお答えいたします。

まず、最初の設定から大幅に契約行為終了によりまして減った理由等でございますけれども、まず、運輸局で定めている公示運賃のほうで、うちのほうはまず上限額のほうで設定いたしました。それが見積もりを徴した結果、下限額で札を入れましたので、そこで約3割ほど減額をしております。（「1億2,000万もですか」の声あり）小・中学校、小学校については、その1、その2ということで、契約行為が2本ということがありますから、ここで正確な数字はあれですけれども、約3割ほど減額しております。それが1点です。（「公示運賃というのですか」の声あり）公示運賃です。公示運賃については上限額と下限額というものがあって、その範囲で見積もりをすることとなっておりますが、うちのほうは上限額で設定したものを業者のほうは全て下限額、最低の料金で見積もりを提出したということでございます。それが大きいのが1点。

それと2点目といたしましては、スクールバスの年間の割引計算ができるというものが平成28年10月に示されたものですが、それによってスクールバスの年間割引をすることが可能になったというところでございます。これにつきましても見積もり業者のほうはほぼ最低に近い、それで約2割ほど減額できるんですけれども、そこが2点目でございます。スクールバスの年間の割引の下限値で札を入れたというところでございます。

あと、3点目につきましては、うちのほうは車庫に、朝なら朝に車庫から始発のバス停に戻る、あるいは帰り終点のバス停から車庫に戻るといった際に回送距離、回送時間というものが発生してきます。それにつきましても、うちのほうにつきましては町内にもバス事業者ございましたが、あくまでも上限額の設定という観点から教育委員会といたしましてはほぼ大和町方面に車庫があるという想定のもとに少し多目に回送距離、回送時間を見込んでいたといったところで、結果町内の2社が落札したわけですけれども、そういったところも減額要因でございます。

最後にもう一点ですけれども、当初うちのほうでは5年前の契約に合

わせて小学校の場合なんですけれども、校外学習ということで年間30日ほど授業日に、これはうちの町の教育委員会の特徴ですけれども、自由にスクールバスを使って校外学習を活発にやっているんですけれども、これにつきましては運輸局の指導助言がありまして、目的地の定まらないものにつきましては今回の貸し切りバスの年間の契約には合致いたしませんよということで、それについては別契約で新年度になりましたら単価契約等を結んでいただいで発注すべきものですよということがありましたので、その部分につきましても、年間30日分の校外学習の分については結局発注の段階で落としていますので、そういったこともあって大きく4つの要因でもって大幅に契約額が下がったというところがございます。

続きまして、奨学資金関係の御質問にお答えさせていただきます。

年度によって申請件数の増減がありますが、平成28年度につきましては、2件の申請ということで、2件につきましては奨学資金貸与選考委員会にお諮りいたしまして、全て許可といたしますか、申請を受理いたしまして貸し付けを今しているところでございます。

中学校の補助金に絡んでの全国大会の件での御質問というところがございますが、私も失念していたかもしれません。東北大会とかそういったものについては決定次第役場の正面玄関のほうに大きくパソコンで拡大して垂れ幕をつくっているんですけれども、全国大会につきましては、早目に決まったものですから時機を見て掲示しようと思っていたところでそのままになっていたかもしれません。それについては失礼申し上げました。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） それでは、お答えいたします。

固定資産税の太陽光に係る分でふえているのではないかとということで、比較したものがございます。太陽光発電の設備の数につきましては、物件数で前年の1.65倍の61。税額でございますが、前年の2.45倍の2,287万円の増となっております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 今度の見通しと聞いたんですけれども、わかりますか。

税務課長（武藤弘子君） 今後の見通しですが、さらにふえていくものと思われる。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

農地中間管理事業の改定部分についての早い周知なり、説明会といった御質問を頂戴したところでございますけれども、改定部分につきましては県から2月に情報が入りまして、早速地元の代表者と協議しながら説明会に当たっているところでございます。2月、3月と地元説明会を開催した件数は、記憶の範囲ですけれども、12集落ほどあったのかなということで理解してございます。いずれにしましても改定部分で地元説明会をしている市町村というのは、3月の時点では大郷町だけということで、それは他の市町村に比べて先行して説明を申し上げているのかなということで理解しているところでございます。今後ともそのようなことで改定部分等がありましたら、迅速に集落の意向も踏まえながら周知徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私から財産売り払い収入の件につきましてお答えいたします。

今回補正に上げました主なものというところで申し上げますけれども、1つは町道の長福寺線に係る廃道路敷の売り払いというのがございまして、場所的にはちょうど中村川内線との交差部分のあたりになりますが、面積的には2,273平米ほどでございまして、売り払い単価は600円でございます。

それから、そのほかの主なものとしましては、これも旧町道味明雉子喰線の敷地の売り払いということになっておりまして、これは2件あるんですが、1つは135平米、もう一つは191平米ということでございまして、いずれも単価は600円での売り払いということになってございます。

この公有財産を売り払いする際は、基本的には公有財産取得等調整会議というものを開催いたしまして、その中で売り払いの単価を決定していくことになっております。単価につきましては、時価が基本となっておりますが、固定資産税の評価額から批准して単価を決定するといった手続を経まして売り払いをしているといったところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは、25ページの文書広報費の個人番号制度対応業務、予算を担当している課として答弁させていただきます。

この制度は国の法律に基づいて各行政機関が実施している内容でございます。本町においては実質的には町民課、税務課、保健福祉課が当たっている状況でございます。

今回の補正につきましては、個人番号制度に係るマイナポータル、あまり横文字好きではないんですが、日本語で言いますと行政機関の情報連携という内容の連携業務、国の指導のもとで各自治体が行わなければならないということで年度内にこれの運用開始をなささいという指示のもとで今回補正したものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えをいたします。

まず、32ページの児童厚生施設費関連でございます。

まず、外構工事につきましては、1回目の入札の際に外構舗装全て一括での発注をしていただいたわけですけれども、入札の結果不落であったということで、その部分を一般的な外構、フェンスなり、土工に係る外構部分と舗装工事に分離して改めて発注し直しをしていただいたというものでございます。

それから、備品購入につきましても当初は一般事務機器、教材関連、電化製品と一本での入札をお願いしました。その件につきましても不落であったということで、この部分につきましては事務機器、教材と電化製品をまず分離しまして、事務機器関係についてはメーカー品を指定して同等品を可とすることにしておりましてけれども、同じような方法でまず電化製品を分けまして入札を執行していただいたというものでございます。そちらの一般教材並びに一般事務機器、2回目の入札で落札をしていただきました。それから、電化製品については改めて別途発注しまして、こちらについても落札したというものでございます。それから、1回目の入札が年末年始にかかっておったということとメーカー指定品に対する同等品も可とする取り扱いをしたわけですけれども、年末年始の期間でメーカー品等の確認がなかなかとれなかったという意見は後からいただいております。2回目の入札に当たってはある程度の期間もとった中で実施したというものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） あと予防費の、34ページ。

保健福祉課長（残間俊典君） 失礼いたしました。

腹部超音波の件ですね。この委託料ですが、まず内訳を申し上げます。

腹部超音波については減額が18万2,000円でございます。予防接種業務が326万4,000円の減額でございます。腹部超音波につきましては当初で940名ほど見込んでおりましたが、実績として892名と前年実績より20名ほど少なかったんですが、ほぼ前年並みの人数の検診は受けていただいたというものでございます。予防接種業務につきましては、お一人のお子さんが年間予防接種を受けた場合にかかる経費14万2,000円ちょっとかかります。その部分について当初予算で見込んでいた70人に対し、今年度四十数名ほどしか出生者がなかったということで、その人数の減った分を今回減額調整させていただいたというものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君）　ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午後　0時00分　休憩

午後　1時15分　開議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君）　昼休みで少し記憶が薄れてしまったところありますが、まず、9ページの債務負担行為補正のことについて詳細にわたった4つの理由ということで説明を受けて理解したいところでございますが、ただよく町での予算の数字を出す場合には前回どうだったか、あるいは3年前ですか、そういう数字などもかなり参考になるものもあると思いますし、一方で先ほど話を聞いていますと、平成28年10月の割引の計算について出たということで、前回の12月の補正ですと当然検討するのに時間があつたのではないかと思ひながら、やはり執行部とすれば後から追加するよりも上限で債務負担行為の承認もらっておけば無難なやり方だと思いますが、一方で当然のことながら町の執行部の構えとしてこれぐらいの負債を上限であろうともこの債務で対応するということになれば、財源的にやりくりなども当然全体的に求められてくるのかなと、そうした場合に、もう少し慎重な検討がなされていいのではないかと、それが半額以下ということは一概に評価できない面もあるのではないかと私なりに思うわけなんです、やはり今回は今回でこういう方向で出ているので慎重に対応を求めながらこの次に臨む考え方もお聞きしておきたいと思ひます。特に私が今一番危惧されるのは、いわゆる委託を受ける経営側がこれぐらいの金額の差によって3つ、4つ条件があるようですが、これらがそもそも経営者側にとって業務としての運行に支障を来すことにならないのか、あるいはこのことによって運転士の高齢化に拍

車がかかって事故が起きるようなことにならないのかなと思うんですね。必ずしも安いからよかろうだけでは今回の入札の経過を見ていますと、どうもその辺の同じ競争でもどうも競争された経過も少ないようなところを見ると、本当に安くてよかったのか疑問を私感じるわけなんです、その辺についてはもちろん大丈夫という答え出てくると思うんですが、どのような観点から健康状態、あるいは労働者の安定性、安全性、あるいは職務としての安心した体制、その辺などは十分に保証されるものということをごどのように確認されているのか、どの立場でもいいんですが、ぜひどう確認されたのかお聞きしておきたいと思います。これはいわゆる小学校と中学校のスクールバスの運行業務委託についてですね。その辺についてよろしくお聞きしたいと思います。

それから、農地中間管理機構、大郷では県内にもないぐらいに徹底して説明しているということで、本当にそういう点では機構の性格は別にして町民に理解を深めていくということについての取り組みについては評価するものでございます。ただ、具体的に言いますと、山崎地区の取り組みに対するいわゆる国・県の方針の転換が極めて不安な要素を与えたということで、こういうものはもっともっと前向きに前につかんでおく必要があったのではないかとということですが、やはりこれが平成29年、30年、31年と、この事業が続く範囲においていとも簡単にこのように県の計画が中途中途で変わる性格があえていいものか、せめて年度年度の区切れが大事であろうし、県が財源的に不足すれば当然国の肝いりでやっている事業ですから、町が県に働きかけ、県が国にということ、そういう点で強い働きかけが私は求められると思うんですが、その辺についてはただ県が予算を切ったからということ、ただ末端に流すだけではなく、その間の努力は執行部としてどうされたのか、ただ県からのをわかりましたということだけではなく、もっともっと県に対して後のことを考えて、だめだよと、もっとこういうことで下の受け皿としてはそうやってころころ変わることで大変な町の指導姿勢に一貫性がないということがとれるということで強く要求すべきだったと思うんですが、どういう要求した経過があるのか、県から国に申し入れろということで、その辺の流れについて執行部の考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、個人番号の関係で各3つの課が連携をして業務をすることになったということですが、一番心配される個人情報、これが連携という言葉でさもつながりはもちろんとれることは、それはそれで業務的には必要でしょうが、情報をどのように漏れなくするかという連

携が深まれば、流れれば流れるほど、広くなればなるほど情報がそれだけ危険性にさらされるおそれもあるので、その辺についてはどのような対策が、特に今回の改修について考えられておるのか、改めて確認しておきたいと思います。

それから、奨学資金の貸し付けについて、2件しかなかったということですが、この2件というのは学校に入る方が少なかったのか、あるいは入学しても経済的に以前よりよくなったことなのか、どちらにしろ2件というのは私も一時許認可といいますか、審査する立場にいた者ですがあまりにも少な過ぎるということで、この2件についての数字、どのように、申請されたのが100%ということではわかるんですが、もう申請する段階から構えてしまって、うちでは無理だとか、そういう中で抑えてしまったために2件しか来なかったのではないかという不安も持つわけですが、その辺のつぶさに見た今の教育環境の中で2件というのはどのように御理解されているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、児童館の外構工事なり、備品購入について、分離していろいろと発注したということですが、発注の仕方はいろいろあると思うんですが、最終的に総合で100だったものが50、50に分離してなればいいんですが、分離したことによって当初の予算価格がどうだったのか、同じ予算価格でやっているのか、そこには何らかの変更を生じさせたのか、その変更があったとすればそれは何だったのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

そんな程度です。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

スクールバスの運行業務の件の御質問について御答弁申し上げます。

5年前の契約がどうだったのかと、5年前の契約については参考にしなかったのかという御質問ですが、5年前にいろいろな貸し切りバスの痛ましい事故が全国で起きたということもありまして、そういったことも踏まえて国土交通省並びに運輸局で全面的に料金改定したのが平成26年4月ということですので、前回の契約内容については全く参考にしておりませんでした。新たな料金体系に基づいての今回発注でございました。それと先ほどの年間の割引額について、最大2割今回安価になったわけですが、これにつきましてもあくまでも最大2割まで年間割引額ができるという計算方法をどの程度それぞれの見積もり業者が勘案して札を入れるかといったところが不透明でございますので、

スクールバスの担当課といたしましてはあまり安価に債務負担行為の限度額を設定してしまうとややもすると契約不履行ということになって再度債務負担行為をとり直したしまして、それで再度入札なり見積もり合わせなりしなければならないといったところになりますので、4月からの契約でそういったとまがありませんので、うちのほうといたしましてはそういったことにならないよう上限額いっぱい債務負担行為を設定させていただいたというところでございます。

そして、この安価に契約したために運行業務に支障を来すことはないのかという御質問でございましたが、これにつきましては先ほど来御説明申し上げているとおり、あくまでも運輸局の上限下限の範囲内で適正に見積もりされていること、あるいは5年前の契約単価よりも上昇分も見られているといったところから総合的に判断いたしまして、勤務される労働者の安全、安心も担保されているものと承知しているところでございます。

次に、奨学資金についての御質問について御回答を申し上げます。

奨学資金の申請件数については、その年度年度によって波がありますけれどもたまたま昨年度は2件ということで少なかったんですが、これにつきましては申請の段階からそういったいろいろな方々を抑えてしまったとか、そういうことは全然ありません。オープンにしております、窓口段階で不受理にしたものは一件もございませんでした。仮に資格が欠格条項であっても事務方ではそこで一方的に不受理をすることはなく、全部受け付けして全て奨学資金貸与選考委員会のほうに上程いたしまして、その中で判断をさせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

中間管理事業につきましては議員おっしゃるとおり、推進期間の途中においての改定ということで、地域農業が混乱するといった趣旨を踏まえまして県・国のほうに強く抗議を申し上げたところでございます。それにつきましては2月、4月の段階で2度ほど電話、あるいは直接面談の中でやらせていただきました。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 個人情報改めて申し上げますが、昨年1月から開始されております。年金、国民健康保険、医療保険、生活保護、児童手当、

税の申告、そういった機関で個人の番号の提示を今求められております。それはそれぞれの法律の中での行為でございまして、今後連携と申しますのは、例えば私の個人番号がどのような場面で使われているかということ個人が今後調べられるシステムをつくと、その上で各機関との連携をしながら運用されるということで、いわゆる情報の防衛と申しますか、個人個人が情報をどこで使われたのか見られるような仕組みをつくらうと今国でしているようでございます。その今回支援業務ということでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の個人情報、私が心配しているのを逆により守るためにつくられると理解していいんですね、課長。何かねいろいろと貯金から全てが番号で確認されるような時代が来るのではないかと申すこといろいろ心配しているわけですが、ぜひともこのことについてはいずれシステムが整い次第それぞれの個人登録されている方初め、いわゆる対象者に対してはこういうシステムつくりましたので、いつでもこういう手続をとって確認してもいいですよということではそれはすることになると申すんですが、確認も含めてお願いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 3回目の質問、まとめてでいいですね。

12番（千葉勇治君） 3回目ですか。

議長（石川良彦君） どうぞ続けてください。

12番（千葉勇治君） それから、奨学資金2件、もちろん窓口では来なかったからということで100%という、逆受ける側がこういうのでは大変なんだなということで最初から情報がわかっていて辞退している、あるいは去年かおとしでしたか、かなり厳しく資金貸し付けの申請される方々の条件が出たわけですが、その条件がわかったことによってちゅうちょしたのではないかという思いがあったものですから質問したわけなんです、ぜひそういうことにかかわりなくいつでも申請はしなさいということ強く出すべきだと思っております、実際やっていると思っております、その辺どうなっているのか改めてお聞きしておきたいと思っております。

それから、バスの関係で課長、いとまがなかった、時間がなかった、入札されなければ困るであろうということで、これは当然なんです、ね。時間がなかったということがその辺のあれですが、どっちにしろよく言われる少ない財源でよりいい効率的な活用なり運営なりを考えた場合、どうもその辺については時間がなければ時間をかけても妥当な価格を

る程度債務負担行為の補正を出すべきではないのかと思うんですがね。それにしてもあまりにも大き過ぎるので、その辺についてもう一度だけ、最後ですから、今後のあり方も含めて答弁をもらいたいと思います。

それから、農政商工課の関係で課長が電話したり直接行ったり、課長レベルでなく、せめて町長レベルで農政課のこの問題についてはやっぱり県のほうに強く訴える対応が求められたのではないかと私は思うのですが、そのことについて先ほどのを聞くと課長が努力したという感じにしかとれなかったので、当然町長もやっていると思うんですが、町長からその辺のこの間の、いわゆる途中できっちり下げられて、やろうと思っている人たちが大変になっていると、そのことの対応策、どのように県のほうに伝えて改善を求めたのか、町長のほうからこのことについて話をお聞きしたいと思います。

そういうことで保健福祉課。いわゆる分離したことでどう変わったのか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 再度マイナポータル、去年の10月ごろ内閣府のホームページでお知らせされている内容ですが、現在の内閣府のホームページを見るとこの内容がお知らせされております。ことしの7月予定でございます。町民の方々へのお知らせということですが、まだ先は見えないんですが、まず基本は、これは国の制度でございますから、国の周知方法を確認しながら町でも考えたいと思うんですが、ただしこれはパソコン、もしくはスマホまでいくかどうか今のところあれなんです、自分のパソコンで自分の情報を自分で見るということでございますので、代理の方は当然見られませんので、あくまでも個人が自分の番号の使い方を見るということになろうかと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

まず、スクールバスの運行業務の件でございます。

確かに平成28年10月20日に新たに年間割引額といったものが適用されて12月補正予算に計上するまで時間的ないともがないということで、大分その間、東北運輸局のほうにも私もみずから担当と一緒に行って、なかなか複雑な計算方法というか、なかなか正直先行して契約した大和町なり、色麻町さんなりにもいろいろ確認したんですけども、大和町は1年早かったものですから年間の割引額がない、そういった中での契約

だったということもあって、なかなか事例がない中でこれは慎重にいかなくてはいけないということで、何度も東北運輸局に足を運んでようやく結論に至って、それで上限額で設定しておいたほうが良いだろうということで、そうすべきだという東北運輸局さんの指導もいただきながら設定させていただいたのですが、少ない財源の中で有効に行政を執行していくというところからすると上限額の範囲とはいえ大き過ぎた金額を設定させていただいたのかなというところは反省しているところでございます。

次の、奨学資金についての件でございますけれども、例年同様でございますけれども、今年度も町の広報紙、ホームページには随時募集といったところも明記しながら門戸を開いて、なるべく奨学資金を必要としている児童・生徒、保護者の方々に利用していただくように教育委員会としても今後ともそういった姿勢で臨んでいきたいと思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えをいたします。

今回分離発注によりまして当初予定しておりました備品、今回入札対象にしておりました備品、品目数で30品目でございます。今回分離に当たりまして先ほど説明したとおり、電化製品をまず分けました。一般備品なり教材備品につきましては、まず数のあるものとか、ある程度のグレードの見直しを行いまして、例えば椅子ですと110脚ぐらい買うようになります。これで調整しただけでも11万円ぐらい総額で変わってしまうと、そういったことでグレードの見直しを行ったことによって目的としていた30品目については全て購入することに決まっております。最終的な結果としましては今回補正しておりますけれども、施設備品購入費についても若干の請差が出たのでその分減額補正させていただいております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 外構とか分離した理由というか、当初から分離でやっているんだか、いろいろな計算があってやったのか。

保健福祉課長（残間俊典君） 外構につきましても当初は外構工事として駐車場等の舗装工事まで合わせて発注しました。その結果不落になったということで、土木工事と舗装工事の業種を分離して発注していただいたもので、その部分についても当初予定していた工事内容で基本的には施工していただくことで契約締結に至っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、農地中間管理機構に係る質問について、町長、答弁願います。

町長（赤間正幸君） 今回の平成28年度の減額補正についてでありますけれども、中間管理機構の委託先が宮城農業公社であります。県のほうから農業公社のほうに委託されて農業公社がまとめ役として進めております。幸いにして今農業公社、市長会から1名、町村会から幹事と理事が2名出ております。その中で私が理事として農業公社のほうに入っております。そうした中で今回のこの件については逆に大郷町が進んでおりまして、さらに先取りして予算をいただく予定でありました。しかし、その地域がなかなかまとめかねたということで今回は平成28年度の事業としては難しかったということで今回このように補正したわけでありまして、今後も平成29年度として進めてまいりたいと思っておりますので、私は積極的に制度にのっかってどんどん法人化を進めておりまして、宮城県内でも大郷町はトップでございますので、御理解いただきたいと思っております。（「28年度に途中で、山崎が3月までやりますよといわれたのに、途中で12月ごろにまるっきり変わって予算が減額されたこと、それでかなりの方々がやっぱり条件が変わったもので、そのことについて理事としてなおさらのこと言うべきだったんじゃないかということ、そのことの答弁」の声あり）

議長（石川良彦君） 集積協力金が途中で変更になったということ、答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） その辺も急に変わったもので、そうした中で浸透がなかなかできなかつた、たまたま大郷の場合は羽生と今回粕川地区もいただくわけですが、羽生が前の制度でいただいたものですから、その制度という認識で部落の方々いたもので急に変わったということではなかなか理解し切れなかつたということでこのようになったわけですが、いずれにしてもその制度はそのまましっかりと対応できるように課長のほうも中間管理機構のほうに何回も出向いて積極的に進めておるとのことだけは理解していただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 25ページの今の質問に関連するんですけれども、マイナポータルが7月から稼働するよということで、自分に関係するいろいろな情報をこちらから行けば見られるようになるよということで、具体的にどういふのが見られるのかなということと、それから、多分個人番号

カードがないと見られないと思うんですね。個人番号カードでログインしてそしてそのためにはカードリーダーも必要になってくると思うんですけども、その辺は自分で負担しなければならないのかどうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） マイナポータルの件ですね。これは先ほど答弁、千葉議員にしたんですが、あくまでも自分の番号を自分のパソコン、もしくは自分の携帯というか、そこまでいくかどうかわかりませんが、自分所有の機械で自分が国のほうに登録をして見るラインをつくって、どこの行政機関で自分の番号を使ったか調べられるというシステムでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

7番（和賀直義君） それまでに自分で個人番号カードを持っていないと見られないわけですよね。自分のパソコンでそれが見られますよということですけども、具体的に見るためには自分の個人番号カードを取得して、なおかつそのパソコンから入っていくためにカードリーダーも自分で買わなければならないわけですよね。その辺のところ教えてほしいんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 個人番号カードとカードでない、番号は同じなんですけどカードまで税の申告のように必要かどうかはまだ把握しておらないんですが。（「今個人番号カード募集していますよね。まだ登録していないんだけども。それが必要になってくるんじゃないの」の声あり）基本的にはカードあるなし関係なく、番号は一度通知書いただいていると思うんですが、その番号は失礼ですが亡くなるまで同じ番号で通しますので、その番号は変わることはありません。その番号を知りたい方は住民票を取っても今わかりますので、ただカードが必要かどうかについてはまだ不明な点がございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませつか。11番石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 3回目なので。先ほど千葉議員から農地中間管理機構のことで町長から答弁いただいたんですが、山崎という言葉が何回も出てきたんですが、はっきり申し上げてがっかりして、「もうあと俺かかわらないわ」というぐらいがっかりしています。やっぱりそういう鼻を折られるような政策ではまずいので、強く抗議といいますか、上のほうに言って働きかけていただきたいなと思います。これはいいんですけども。

28ページのドクターランデブーポイント看板設置工事12万4,000円減額

になっているんですが、県からの補助金が10万4,000円ほど減になっているんですが、今回町内3カ所で作るということ前に説明あったようなんですが、そこのところもう一回詳しく、どこと、どこと、どこで、看板が減額になったわけと、何回も説明できないので、このポイントの近隣住民に周知報告として区長さんを通して話しあると思いますが、我々平民にわからないでいるときに飛行機飛んできてびっくりすることのないように看板も大きい看板を設置していただいて、ここにヘリコプター来るときあるなということがわかるように設置していただきたいと思うんですが、そういう設置場所の近隣住民に対する周知方法、それと場所、3カ所、それをお知らせ願いたいと思います。

以上、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） まず、ドクターランデブーポイントの看板なんですが、昨年の補正でお願いしておりまして、場所は2カ所でございます。

1カ所は総合運動場、野球場。それから川北のほうについては大松沢社会教育センターの2カ所でございます。この2カ所に非常に目立つ看板をもうつけております。これは県の全額補助事業でして、1基当たり50万円の補助事業でございました。それで、50万円で設計をした結果、入札ではなく随意契約だったんですが、思ったより安くなったものですからその請差です。この三角は。補助金は当然かかったぐらいの補助金ですので、歳入もその分減になっているという状況です。

お知らせ方法については、相当目立つのでほとんどの方はごらんになっていると思うのですが、なお4月以降広報紙等を通じてここですよという表示はさせていただきたい。それから、消防署は消防署なりに公にしておりますので、関係機関は皆知っております。なお周知いたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第12号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第13号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第13号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第14、議案第14号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 24ページの第2款1項でいわゆる補正前の予算ということで当初予算が8,274万円に対して今回の減額が1,300万円ということですね。約17%近くも減額になっているわけですが、あまりにも取り過ぎたのではないかという思いをついつい抱かざるを得ないんですが、これは県のほうだから、ちょっとね、聞いてもあれでしょうが、担当者としてどのように伝達来ているんでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この2款の後期高齢者広域連合納付金につきましては、歳入の保険料及び一般会計繰入金、この額をそのまま広域連合に納付することとなりますことから、どちらについても歳入の保険料、あと繰入金についても減額されているところです。この保険料、一般会計繰入金については、毎年なんですけれども、予算策定時の前年の11月に広域連合から示される数字でもって予算組みしているところでもあります。それで、平均的なところの試算によって試算されるものですから、実際年度明けて執行する際に減額が生じてくる場合があるということでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この会計は極めて自治体ではどうのこうのと難しい内容になってくるわけですが、ちょうどここに本町から代表で行っている議員もおりますので、次回のいわゆる料金の検討する際にはこの実態を踏まえながらよく負担の軽減化を図るように努力をお願いいたしまして、私あえて答弁求めませんが、そういうことでよろしく申し上げます。3番議員さん。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第15、議案第15号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第16、議案第16号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第17号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第18、議案第18号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第19、議案第19号 平成28年度大郷町水道事業会計

補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 5 9 分 散 会